

ARAKUSA



ささえよう 広げよう みんなの力で——

名古屋法律事務所
友の会ニュース

2026.8
No.130

TAKE FREE

特集①

第44回友の会総会

特集②

のりちゃんのノリノリ憲法!

続・憲法9条のピンチ!!

NO



WAR



セミナー

法律講座

税金講座

事件報告

「生活保護の障害者加算の遡及支給を
求める審査請求が認容されました」

トピックス

新人弁護士紹介

5月23日、成蹊大学文学部の伊藤昌亮教授を講師としてお招きし、「SNS時代の政治参加とポピュリズム」高市現象とその背景」というテーマで講演いただきました。

はじめに

近年、SNSを通じた政治参加が急速に広がっていますが、そのような中で、「なぜ高市内閣の支持率がこれほど高いのか?」「なぜ従来型のリベラルな主張が有権者に響きにくくなっているのか?」といった疑問を抱いている方も多いのではないのでしょうか。

今回の講演は、そうした現象を単なる「政治」の問題としてではなく、社会やメディア環境の変化を踏まえた「社会現象」として分析する内容であり、大変示唆に富むものでした。

政治参加の変化

講演の中でも、特に印象に残ったのは「政治参加」のあり方そのものが大きく変化しているという指摘です。

従来は、政策を理解し、政党や労働組合、地域組織などを通じて政治に関わるという形が一般的でした。ところが、現在はそうした中間組織が弱体化し、個人がSNSを通じて直接政治に接する時代になっています。

しかも、現在のSNSは、かつてのように「フォローしている人の文章を読む」世界ではなくなっています。X(旧ツイッター)やYouTube、TikTokやインスタグラムなどでは、アルゴリズムの働きでユーザーが好みそうなショート動画が次々に流れてくるよう

になっており、人々は大量の短い動画を無意識に見続けるようになっていています。

その結果、政治家も「政策」より「キャラクター」として消費されるようになった、という分析は、非常に考えさせられるものでした。

高市総理のショート動画では、「ポジティブ」「元気」「打たれ強い」「果敢である」といったイメージが強調され、これらのショート動画を見た人は、政策内容よりも、「この人のように生きたい」「応援してくれるから応援したい」という感情を抱くのだそうです。つまり、政治家が「社会をどう変えるか」を語る以前に、「自分自身がどう生きたいか」という自己啓発的な感覚が、人々の政治参加に影響を与えているというのです。これは従来の政治観からすると違和感のある話ですが、SNS時代の現実として理解する必要があるのだろ

うと思います。

こうした話を踏まえ、講演の途中では、実際に、2026年衆院選の際に多くの「いいね」を集めていた高市総理のショート動画が紹介されました。その内容は、具体的な政策を説明するものではなく、高市総理の庶民的な一面を紹介するもので、「倒れる寸前まで国会で頑

張っている」といったイメージを強調するもの、あるいは抽象的なスローガンだけを切り取ったものでした。

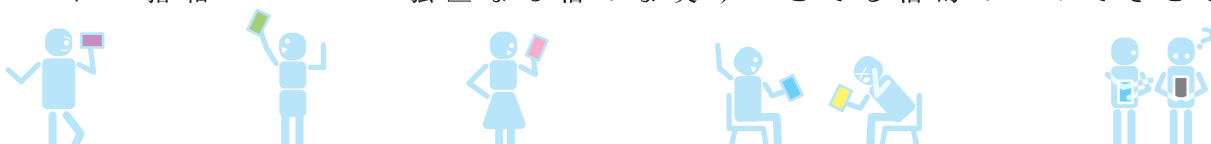
私自身、これらの動画を見るのは初めてでしたが、正直なところ、「庶民的な一面を紹介されても、タレントの人気投票ではないのだから、投票先を選ぶ理由にはならないのではないのか?」「首相が国会で頑張るのは当然ではないか?」「具体的な政策の中身を語らない政治家は信用できない」と感じました。むしろ、このような動画では票を減らすのではないかとさえ思ったほどです。

しかし、現実には、このような動画が多く支持を集め、実際の選挙結果にも結びつきました。その意味で、自分自身の従来の感覚だけで現在の政治状況を理解したつもりになるのではなく、「なぜこのような動画が人々の心を動かすのか」を考える必要があるのだと強く感じました。

三つの対立軸

講演では、現在の政治対立は、従来の「右か左か」という対立軸だけでは説明できないという指摘もありました。

伊藤教授は、現在の社会に



第2部記念講演
YouTube後日配信
(限定公開)のご案内
お申し込み期限:9月30日(水)

✉ tomonokai44@nagoyalaw.com

上記メールアドレスへお申し込みください。
配信URLをお送りいたします。

※動画をアップロードする等の二次配信は固くお断り致します。
※お申し込み期限を延長しました。

は、「左右対立」に加え、「新旧対立」と「上下対立」という三つの軸が存在すると説明されました。この中で特に興味深かったのは、「新旧対立」という考え方です。

若い世代や、既存の組織に属さない人々の間では、「オールドメディア」「既得権益」「古い制度」に対する反感が強まっており、「新しいもの」「変化」「デジタル化」を掲げる政治家や政党に支持が集まりやすくなっているというのです。

また、「上下対立」の説明も印象に残りました。かつての「格差問題」は、富裕層と貧困層（明白な弱者）という分かりやすい対立でしたが、現在は中間層の内部で、「恩恵を受けられる人」と「受けられない人」が分かれ始めているとのことでした。

大企業の社員や公務員は、賃上げや投資利益を享受する一方、自営業者や中小企業の社員、非正規雇用の人々は、再分配はほとんど受けられず、物価高や負担増の影響を強く受けています。そして、こうした「自分たちは頑張っているのに従来の明白な弱者への救済ばかりが強調されて、自分たちは報われない」という感覚を抱く人々（曖昧な弱者）に

インターネットが変える 民主主義のかたち

～SNS時代の政治参加とポピュリズム～

成蹊大学文学部 現代社会学科 教授

講師 伊藤 昌亮さん

対し、「積極財政」「減税」「成長投資」といったメッセージが強く響いているという説明には、現在の政治状況を理解する上で大きな説得力を感じました。

講演を聞いて

講演全体を通じて感じたのは、現在起きている政治現象を、単純に「有権者が間違っている」「SNSに踊らされている」と切り捨てるだけでは本質を見失ってしまうのではないかとことです。

もちろん、ショート動画による「イメージ先行」の政治には危うさがあります。講演でも、SNSによって人々の感情的な「速い思考」が強化され、じっくりと理性的に考える「遅い思考」が弱くなっているという問題提起がありました。しかし一方で、なぜ多くの人がそのようなメッセージに惹かれるのか、その背景にどのような不安や閉塞感があるのかを理解しようとする姿勢も必要なのだと思います。

私自身、これまでの政治参加のイメージにどこかとらわれていた部分があったように感じました。「政策を丁寧に説明すれば理解されるはず」「正

しいことを訴えれば支持されるはず」という考え方だけでは、現在の社会を十分に説明できないのかもしれない。

その意味で、今回の講演は、「これまでの常識にとらわれずに考えること」の重要性を改めて感じさせる内容でした。

もっとも、今回の講演は決して悲観的な内容だけではありませんでした。

伊藤教授は最後に、「曖昧な不満や不安を丁寧に聞くこと」の重要性を強調されていました。

社会の分断が深まる中で、特定の「敵」を作って対立を煽るのではなく、人々がなぜ不安を感じているのか、その背景を丁寧に理解しようとする、その姿勢こそが、これからの社会や政治にとって重要なのではないかと思います。

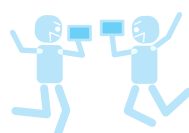
SNS時代の政治参加には難しい問題も多くあります。しかし、社会が大きく変化しているからこそ、私たち自身もまた、新しい現実を理解しようとする努力を続けていく必要があるのだと感じた講演でした。



弁護士

吉川 哲治

よしかわ てつじ



友の会 幹事

【三役】

会長 石原 愛子
副会長 大井 文二
事務局長 木村 美知
鈴木 孝昌

【会計監査】 最賀 猛

【顧問】

太田 義郎
倉元 孝幸
牧野 浩

【幹事】

石原 愛子
太田 義郎
小林 純
館 克典
藤井 茂

板倉 浩幸
大西 龍吉
最賀 猛
谷藤 賢治
藤井 将俊

伊藤 孝司
岡田 エツ子
斎藤 愛子
塚本 時夫
藤澤 真実

伊藤 良孝
川合 一成
佐竹 康弘
西村 健哉
堀 恵子

植木 日出男
木村 美知
島田 秀年
長谷川 容子
牧野 浩

梅北 政義
河辺 恵
杉本 恒
服部 守延
松本 茂満

大井 文二
倉元 孝幸
鈴木 孝昌
坂野 逸朗
森 雅欣

※幹事の久野 賢一さん、長谷川 康二さん、鷺野 恵子さんが、今期退任されました。
長らく会の活動にご尽力を頂き、ありがとうございました。

憲法9条のピンチ!! のりちゃんの ノリノリ憲法!



のりちゃん



MEGANE先生! 最近、「いよいよ憲法9条改正か」って
いう記事をSNSでたくさん見るよ!



高市首相は就任後初の自民党
大会で「27年春までにめどを。」
とか「時は来ました。」なんて言
っているし、本当に9条改悪を強行し
ようとしている感じがするね。

の「9条は世界の
宝」なのに本当に変
わっちゃうの?



M それを考える上で、まず、憲法はど
んな役割をしているのか、法律とどう
違うのか、おさらいをしてみようか?

の えーっとね。法律は国会で作るん
だけど、その内容はどんなことを決め
てもいいというのではなくて、憲法が
決めているルールに違反する法律を作
ることは許されない、ってことだった
よね。

M 正解。「憲法は国民ではなくて権力
者を縛るもの。」というのは、そういう意
味なんだ。じゃあ、憲法9条は、どついつ
意味で権力者を縛っているのかな?

の 戦争の放棄と武力を持たないとい
うことだよ。

M そうだね。じゃあ自衛隊は軍隊で
はないのかな?

の うーん。名前は自衛隊となっている
けど、戦闘機も戦車もあるし、最近ではミ
サイルも持てるなんて言っているから
軍隊のような気もする。

M そうすると、自衛隊は憲法違反だ
から今すぐ解散しなければならないの
かな?

の うーん。でもロシアのウクライナ
侵攻とかあるので、日本が外国から武
力で攻撃されたら私たちの命はどうや
って守るのか、不安な気もするし…。

M そうだね。ただ、過去の侵略戦争
は「自衛のため」という名目で行われて
きたという歴史があるから国民の命を
守る「自衛」の名目なら無制限に軍備を
してもいいという訳にはいかないよね。

の そうすると、今ある自衛隊につい
ては、どう考えたらいいのかな。

M 1972年の政府解釈では、憲法
9条の解釈として、「前文と13条の幸福

追求権とを合わせて考えると、戦争と
武力は放棄しているが、自国の平和と
安全を維持するための自衛権は禁じら
れていない。しかし、それはあくまでも
①自国に対する急迫不正の侵害を排除
して、国民を守るためのやむをえない
措置として②必要最小限の範囲に止ま
る。③また他国に加えられた武力攻撃
を阻止するための集団的自衛権の行使
は許されない。」とされているんだ。こ
の解釈によれば、自衛隊の実態が、上記
の3要件の範囲に限定されている限り
憲法に違反しな
いということに
なるんだよ。

の んー、どういう意味??



M 具体的には、①敵国に対する攻撃
的兵器(長距離ミサイル、航空母艦な
ど)は持てない、②海外派兵はしない、
③他国への武力行使に対抗するために
武力を用いる(集団的自衛権)ことは許
されない、④1976年11月に当時の
三木内閣による防衛予算はGNP1%
以内にとどめるという政策、⑤武器の
輸出は禁止する、などの政策が維持さ
れてきたんだ。

④ そうなんだ。その制約はちゃんと機能しているの？

②の海外派兵については、1990年の湾岸戦争のときに、アメリカから「boots on the ground」と言われて派兵を求められたものの、当時の海内閣は憲法9条の制約を根拠に派兵を断って資金提供にとどめたんだ。最近のアメリカのイラン侵攻についても、高市首相がトランプ大統領から協力を求められたが、「法律上の制約がある」という言い方で自衛隊の派遣は断った経緯があるよ。



③の確かに、これで派兵していたら戦争に加担することになったちゃうもんね。平和憲法がちゃんと機能してよかった。

①の敵基地攻撃能力は、トマホークミサイルの導入や、空母への改修でOKになりつつあるし、③の集団的自衛権については、安倍内閣の時に、1972

年の閣議決定を変更して、「存立危機事態」という要件で限定的な集団的自衛権を認めてしまった。また④の武器輸出禁止も、高市内閣になって殺傷兵器も輸出OKになってしまったね。それに防衛予算も26年度予算ではGDP比でほぼ2パーセントになってるんだ。

⑤のそれじゃあ、憲法9条の制約のもとでの自衛隊といっても、もう制約は無視されているということ？



⑥の「自衛隊は憲法違反という人がいるから」という説明を聞いたことがあるよ。実際には自衛隊のことを憲法違反という人がそんなにいる印象はないんだけどね。

⑦の確かに憲法違反と主張する政党の

議席は極めて少数だよ。

⑧のだとすると、わざわざ、憲法改正する理由じゃない気がする。何だか本当の狙いを隠しているのかな。

⑨のそうだね。本当の理由は、自衛隊を憲法に位置づけることによって、歯止めとなっていた専守防衛、必要最小限の武力などの要件を取り払ってしまいたいということだと思うよ。だから、例えば2015年に制定された安保法制では憲法9条のもと極めて限定的な要件でしか集団的自衛権を発動できなかったんだけど、憲法9条の2を追記することでその限定がなくなり、アメリカに求められればいつでもどこへでも自衛隊を出動できるようなってしまっかもしれないよね。



⑩のそれってこれまで巻き込まれなかった戦争に巻き込まれに行くようになるってことだよ。そんな大事なことを言わないで「1mmも変わりません」とか「違憲」という政党があるから

とかいって「現状の平和主義を維持しつつ、自衛隊の存在だけを追認しようとする」「加憲(かけん)のアプローチです」と説明するのはなんだか解せないなあ。

⑪の権力者を縛る憲法を権力者自身が変えたいと主張するときには、その説明の裏になにかないかを勘ぐるくらいがちょうどいいと思うよ。

⑫のみんなと平和に暮らしていきたいから後悔しないようにしっかりと考えるね。

次号もお楽しみに~



法律講座

民法改正 ―離婚後共同親権



兼松 洋子
かねまつ ようこ
弁護士

今年4月1日、離婚後の子の養育に関する民法等改正法が施行されました。いくつかの改正のうち、離婚後共同親権制度導入（民法第819条1項・2項）についてポイントを解説します。

まず、改正前には離婚時に父母の一方を親権者と定める（単独親権）とされていたところ、①父母

の協議による合意により、双方（共同親権）または一方（単独親権）を親権者と定める、②合意によって決まらない場合には裁判所が「子の利益」を最優先に判断する（同条第7項）と改正されました。施行前に離婚していた場合でも共同親権への変更の申し立てが可能です。

注意すべき点として、共同親権でなければ親子交流や共同養育が出来ないというわけではなく、むしろ親権の共同行使において離婚後も父母間の対立が続くことにより結果的に子の利益を害する可能

性もあることなど、単独親権が共同親権かの協議にあたっては、十分な考慮が必要となります。なお、改正後は、親権者について合意が出来ていなくとも、親権者指定の家事審判または家事調停の申立てができれば、離婚届が受理され協議離婚ができることとなりました。

共同親権か単独親権かを裁判所が判断する場合、①父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき、②父母の一方が他の一方から暴力等をうけるおそれの有無、親権者指定の協議が調わない理由その他の事情を考慮して父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき、のいずれかに該当する場合には、裁判所は単独親権と定めなければならないこととされています。これらに該当しない場合、裁判所は子の利益の観点から総合考慮して判断することとなります。親権に関して悩んでいる方は、是非一度弁護士にご相談ください。

税金講座

え？復興に使うのでは なかったの？ ―防衛特別所得税の創設―



丸山 良恵
まるやま よしえ
税理士

令和8年度税制改正において「防衛特別所得税」が創設されることとなりました。防衛力強化に係る財源確保のためです。

所得税に対して税率1%の新たな付加税です。すなわち所得税が1%分増えます。

では、今ある復興特別所得税はどうなるのでしょうか？

この税金は東日本大震災の復興に使うため平成25年（2013年）に創設、期間は令和19年（2037年）までの25年間でした。税率は2.1%です。

令和9年1月より防衛特別所得税1%が課されることとなり復興特別所得税は1%減って税率1.1%となります。

税率が変わらないので私たちの負担は変わらないように感じますが、復興特別所得税の期間は10年延長されることになっています。また防衛特別所得税の課税期間は



明記されていません。永遠に続くとも考えられます。実質的な増税といえます。

そもそも大震災の復興のために創設した復興特別所得税の仕組みを使って防衛費を確保しようとするのは、復興財源の軍事費への事実上の流用といえるのではないのでしょうか。

詳しくは
税理士法人
なごや経理

税理士
西村・丸山
まで

TEL 052-451-7747
FAX 052-451-7748

生活保護の障害者加算の 遡及支給を求める 審査請求が認容されました



弁護士 金井 英人
かない ひでひと

生活保護受給者が障害者加算を受けられる身体の状態にあるにもかかわらず、自治体がその調査検討と認定を怠り障害者加算の支給をしていなかった事件について、2025年1月24日、名古屋高裁は不支給分相当の国家賠償を命じる判決を下しました。

このたび、このケースと同様に、2021年1月の時点で肺気腫による在宅酸素療法が開始され、同年2月にはそのことを自治体に報告し、身体障害者福祉法別表3級相当の障害として障害者加算の認定を受けられる状態になったにも関わらず、自治体で調査検討を怠り、2024年5月まで障害者加算を受けられなかった依頼者の方について、「遡って障害者加算を支給すべきである」として審査請求手続を行いました。

そして、審査請求に対する裁決では、障害者加算を適時に認定していなかったということは最低生活費

の認定が適正に行われていなかったことになり、約3年間にわたり身体障害者手帳の取得に関する指導または調査を何ら行わなかったことについて、処分庁にやむを得ない事情はなく、保護の実施期間として行うべき事務を怠ったと判断され、2024年5月以降の障害者加算しか認めなかった原処分が取り消されました。

その後、依頼者の方に対しては3か月分の障害者加算が遡及支給され、無事に、本来あるべき最低生活費を取り戻すことができました。

生活保護制度の複雑さから、こうした支給漏れが発生することはあり得ます。今後も注意深く制度の適正な運用を見守っていききたいと思っています。



トピックス TOPICS

◆ 新人弁護士紹介・みどり事務所 はじめましてのご挨拶

いなおか はるき
稲岡 春樹

この4月から弁護士として勤務しています。稲岡春樹と申します。出身は大阪で、学部・ロースクールはともに同志社でした。ロースクールを卒業するまではずっと大阪におり、修習を機に初めて名古屋に来ました。

この事務所とのつながりは、もともととは修習生として去年お世話になっており、3か月ほど吉川先生の下で弁護士としての仕事を近くで学ばせていただいていた。そして修習中にご縁をいただき、そのまま転がり込むような形で入所し、この4月からはみどり事務所に勤務しています。



自分の周りの人が困っているときに助けられるような、身の回りで起きるような事件に精通した弁護士になりたいとの思いで入所しました。まだ名古屋に来て1年しか経っておらず、仕事も始まったばかり。まだまだ知らないことがたくさんです。弁護士としても、名古屋人としても、日々新しいことを学んで成長していきたいと思っています。今後ともよろしくお願いたします。

ゴルフ愛好会 第83回名法会 ゴルフコンペ開催

4月19日バインズゴルフクラブで行われたゴルフコンペに参加しました。天候にも恵まれ、普段なかなかお会いできない皆さまと交流しながら、終始和やかな雰囲気です。

ことができました。同組で一緒にいた方のスイングを見て、技術面ではまだまだ課題を感じる場面もありましたが、アドバイスをいただきました。ながら楽しくラウンドできました。今回の学びを活かし、より上達できるように励んでまいります。改めて、いつも温かく迎えてくださる皆さまに感謝申し上げます。

(参加者 Nさん)

ゴルフ愛好会

ゴルフコンペのお知らせ

■と き／2026年9月12日(土曜日)
■ところ／愛岐カントリークラブ
※参加ご希望の方は、事務局までお問い合わせください。
TEL:052-451-7746

ホームページ

名古屋法律事務所

検索

ブログ公開中!

法律・税金に関する気になる情報のほか、事件報告や時事ネタ、スタッフの世間話など、随時更新中。

【最新ブログ】「信託ってなあに？」

「はじめましてのご挨拶」

ご相談受付

要予約

電話・オンライン法律相談のご案内

ご自宅にしながら、弁護士に電話やZoomを使用したオンライン相談が可能です。

そもそも弁護士に相談すべき？とお悩みの方もお気軽にどうぞ。



友の会企画

大垣城で歴史を感じ、奥の細道結びの地で一句詠む！ 水の都 秋の大垣さんぽのご案内

■日時／10月31日(土) 9時30分 大垣駅集合
■内容／ガイド付き大垣城・郷土館見学→昼食→奥の細道
むすびの地記念館・自由散策(15時ごろ現地解散)
■参加費(自己負担)／約5,000円(昼食代+交通費+施設入館料)
※申込は名古屋法律事務所へ



「あらくさ」へのご意見・ご感想をお寄せください。



■お申し込み・お問い合わせは名古屋法律事務所友の会まで

法律相談は、あらかじめお電話またはホームページの予約フォームでご予約下さい。

愛知県弁護士会所属 弁護士 松本 篤周 弁護士 加藤 美代 弁護士 兼松 洋子
弁護士 樽井 直樹 弁護士 吉川 哲治 弁護士 酒井 寛
弁護士 金井 英人 弁護士 中川 亜美 弁護士 小宮 千歩
弁護士 平野 弥優 弁護士 稲岡 春樹

名古屋税理士会所属 税理士 丸山 良恵 税理士 西村 匡史

■弁護士法人 名古屋法律事務所 本部事務所／名古屋法律事務所友の会
TEL 052-451-7746 FAX 052-451-7749

■弁護士法人 名古屋法律事務所 みなと事務所
TEL 052-659-7020 FAX 052-654-7749

■弁護士法人 名古屋法律事務所 みどり事務所
TEL 052-629-0070 FAX 052-629-0071

■税理士法人 なごや経理
TEL 052-451-7747 FAX 052-451-7748

名古屋法律事務所
ウェブサイト



ホームページ <https://www.nagoyalaw.com> Eメール info@nagoyalaw.com

暑中お見舞い申し上げます。
今回の表紙は「NOWAR」。反戦への願いを込めました。
今年の2月、アメリカとイスラエルがイランを攻撃しイランがそれに報復して、戦況が激化しました。ホルムズ海峡が封鎖になり、世界のエネルギーに基大な影響を及ぼしています。遠い国の話ではなく、資源を輸入に頼る日本は物価高になり生活が苦しくなっています。
日本でも、武器輸出の全面解禁や、スパイ防止法の制定、国旗損壊罪の制定、さらには、高市首相が「憲法改正の時は来た」と発言するなど事態は緊迫しており、「平和憲法」の重要性は増すばかり。
「あらくさ」はこれからも平和を願います。

編集後記